

## 神奈川県肝疾患診療ネットワーク事業実施要綱

### (目的)

第1条 わが国のB型、C型肝炎患者及び持続感染者は、あわせて200万人以上いると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝がんを引き起こす危険が指摘されている。

そこで、「肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について（通知）」（平成29年3月31日健発0331第8号厚生労働省健康局長通知）と踏まえ、肝疾患診療連携拠点病院（以下、「肝疾患医療センター」という。）を拠点として、ほかの肝臓専門医療機関等関係機関が連携し、地域の医療機関における肝炎患者に対して良質かつ適切な医療を提供できるよう肝疾患診療体制（以下、「肝疾患診療ネットワーク」という。）の整備及び推進を図る。

### (各機関等の役割)

第2条 前条の目的を達成するため、各機関は次の役割を担うものとする。

- (1) 県は、この事業の実施主体として、神奈川県肝炎対策協議会を開催し、関係機関と協議・調整を図るものとする。
- (2) 市町村は、健康教室、健康相談等を活用して肝疾患に関する知識の普及を図るとともに、肝炎ウイルス検診における陽性者に対し肝臓専門医療機関等への受診勧奨及びフォローアップを推進するものとする。
- (3) 保健所は、住民からの健康相談を通じて正確な肝炎に関する知識の普及に努めるとともに、肝炎ウイルス検査における陽性者に対し、肝臓専門医療機関等への受診勧奨およびフォローアップを推進するものとする。
- (4) かかりつけ医は、ウイルス性肝炎の感染者、もしくは急性又は慢性の肝機能異常者について、適切な肝臓専門医療機関等を紹介すること等により確実に治療につなげるものとする。
- (5) 肝臓専門医療機関は、次に掲げる機能を果たすものとする。
  - ア 専門的な知識を持つ医師による診断と治療方針の決定。
  - イ 肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択及び実施し、治療後もフォローアップできること。
  - ウ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施。
  - エ 肝疾患医療センター等との連携による症例検討や治療をはじめとした、かかりつけ医への診療支援、並びにセカンドオピニオンの提示。
- (6) 肝疾患医療センターは、本県における肝疾患診療ネットワークの中心的な役割を果たし、県、肝炎情報センター、医師会等と協力した上で肝炎対策を担うものとして、専門医療機関やかかりつけ医との連携などを行うとともに、肝疾患相談支援センターを設置して肝炎患者等への支援を行う医療機関として、次に掲げる機能を果たすものとする。
  - ア 肝疾患に関する医療情報の提供。
  - イ 県内の肝臓専門医療機関等に関する情報の収集や提供。
  - ウ 医療従事者・県民等を対象とした研修会・講演会の開催や相談支援。
  - エ 県内の肝臓専門医療機関等と協議の場の設定。
  - オ 肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制の整備。
  - カ 第5号のアからエに規定する機能。

### (肝臓専門医療機関の指定)

第3条 県は、医療機関の申請に基づき、次に掲げる要件を全て満たす場合、別に定めるところにより、肝臓専門医療機関として指定する。

- (1) 日本肝臓学会または日本消化器病学会に属する肝臓の専門医、もしくはそれと同等の学識、技術を習得した医師が在籍していること。
- (2) 前号に規定する医師による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が可能であること。
- (3) インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療の抗ウイルス療法が可能であること。
- (4) 肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択及び実施し、治療後もフォローアップができること。
- (5) 以下のアからエまでのいずれかの要件を満たしていること。
  - ア 肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能であること。
  - イ 肝がんに対する治療に対応できること。
  - ウ 学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っていること。
  - エ 肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか、施設間の連携によって対応できる体制を有すること。

（肝疾患医療センターの指定）

第4条 県は、医療機関の申請に基づき、次に掲げる要件を全て満たす場合、別に定めるところにより、神奈川県肝炎対策協議会及び厚生労働省に協議した上で指定する。

- (1) 日本肝臓学会肝臓専門医制度規則に基づき、一般社団法人日本肝臓学会理事長から認定施設証の交付を受けていること。
- (2) 日本肝臓学会肝臓専門医制度規則に基づき、一般社団法人日本肝臓学会理事長から委嘱を受けた常勤の指導医が在職すること。
- (3) 日本肝臓学会肝臓専門医制度規則に基づき、一般社団法人日本肝臓学会理事長から専門医証の交付を受けた常勤の肝臓専門医が5名以上在職すること。
- (4) 肝がんの集学的治療が実施可能のこと。
- (5) 前条第1号から第5号の要件を満たすこと。

（その他）

第5条 県は、肝疾患医療センター及び肝臓専門医療機関の医療機関名、住所、電話番号、指定要件の充足状況、実施可能な検査・治療内容、その他ネットワーク運営にあたって必要と認める内容を台帳に登載するとともに、医療機関の了解を得た上で、インターネット等により公表する。

2 県は、肝疾患医療センター及び肝臓専門医療機関が次に該当する場合、その指定を取り消すことができる。

- (1) 医療機関から指定の辞退の届出があった場合。
- (2) 指定要件確認の調査に対して適切に報告がなされない場合。
- (3) その他、神奈川県肝炎対策協議会が、当該医療機関としてふさわしくないと判断する場合。

3 本要綱に定めるもののほか、肝疾患診療ネットワークの整備に必要な事項は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長が別に定める。

附 則

本要綱は、平成30年2月7日より適用する。

附 則

本要綱は、平成30年4月1日より適用する。